

議案第18号

三朝町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について

次のとおり三朝町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月5日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

三朝町被災者住宅再建等支援条例（平成13年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （3） 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるもののうち、<u>法第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金（以下「国支援金」という。）の支給の対象とならないものをいう。</u> ア～ウ 略 （4） 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、<u>法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないもの（前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。</u> （5）・（6） 略	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （3） 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるもの（<u>法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。</u>）をいう。 ア～ウ 略 （4） 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、<u>法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。</u> （5）・（6） 略

2 略

(支援金の交付)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付する。

(1) 略

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（指定自然災害により居宅が損壊した世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないものの世帯主又は当該居宅の所有者（被災者住宅再建等支援金（別表第9号に係るものを除く。）の交付を受ける者を除き、町長が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。以下同じ。）

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の種類により当該各号に定める額以下とする。

(1) 被災者住宅再建等支援金 別表の第1欄に掲げる事業に対する同表の第5欄に掲げる交付額（国支援金の支給の対象となる場合にあっては、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては、零））

(2) 略

別表（第3条、第4条関係）

対象事業	完了 期間	対象者	申請 期間	交付額
略				
(5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅（町内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、町長が別に定めるものに限	3年	半壊世帯のうち、 <u>国支援金の支給の対象とならないもの</u> の世帯主又は当該居宅の所有者	2年	100万円 （単数世帯については、75万円）

2 略

(支援金の交付)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付する。

(1) 略

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者（被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るものを除く。）の交付を受ける者を除き、町長が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。以下同じ。）

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の種類により当該各号に定める額以下とする。

(1) 被災者住宅再建等支援金 別表の第1欄に掲げる事業に対する同表の第5欄に掲げる交付額

(2) 略

別表（第3条、第4条関係）

対象事業	完了 期間	対象者	申請 期間	交付額
略				
(5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅（町内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、町長が別に定めるものに限	3年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が別に定めるものに限る。）	2年	100万円 （単数世帯については、75万円）

る。)の建設 又は購入		(町長が 別に定め るものに 限る。)			る。)の建設 又は購入				
(6) 半壊世 帯の居宅の 補修	2年	半壊世帯 の世帯主 又は当該 居宅の所 有者(町 長が別に 定めるも のに限 る。)	1年	補修に 要する 経費 (100万 円(単数 世帯に ついて は、75万 円)を限 度とす る。)	(6) 半壊世 帯の居宅の 補修	2年	半壊世帯 の世帯主 又は当該 居宅の所 有者(町 長が別に 定めるも のに限 る。)	1年	補修に 要する 経費 (100万 円(単数 世帯に ついて は、75万 円)を限 度とす る。)
(7) 一部損 壊世帯の居 宅に代わる 住宅(町内に 設置される ものに限り、 賃貸住宅に あつては、町 長が別に定 めるものに 限る。)の建 設又は購入	3年	一部損壊 世帯の世 帯主又は 当該居宅 の所有者 (町長が 別に定め るものに 限る。)	2年	30万円					
(8) 略					(7) 略				
(9) 略					(8) 略				
(10) (1)か ら(9)まで に掲げるも ののほか、町 長が別に定 める事業	略				(9) (1)か ら(8)まで に掲げるも ののほか、町 長が別に定 める事業	略			
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。